

AppleCare+ 盗難・紛失プラン for Apple Watch のご利用について

AppleCare+ 盗難・紛失プラン for Apple Watch (以下「AppleCare+ 盗難・紛失プラン」といいます)のご利用にあたっては、Apple が定める AppleCare+ 盗難・紛失プランの規約の他、以下の規定が適用されます。

1. AppleCare+ 盗難・紛失プランは Apple が提供する保証サービスです。その提供条件については、Apple ホームページにてご確認ください。

(<https://www.apple.com/jp/support/products/watch/>)

AppleCare+ 盗難・紛失プランの内容について、株式会社 NTT ドコモ (以下「ドコモ」といいます)は一切責任を負いません。

2. ドコモショップでは AppleCare+ 盗難・紛失プランのサービスを受けることはできません。お近くの Apple Store、Apple 正規サービスプロバイダ、もしくは Apple サポートへお問い合わせ下さい。

3. お客様は、AppleCare+ 盗難・紛失プランの月額料金をドコモにお支払い頂くことにより、AppleCare+ 盗難・紛失プランを、AppleCare+ 盗難・紛失プランの購入日より最長 24 ヶ月継続してご利用いただけます。なお、月額料金は機種により異なります。詳細については、ドコモ ホームページにてご確認ください。(<https://www.docomo.ne.jp/apple-watch/support/care/index.html>)

4. お客様は、ドコモでの AppleCare+ の利用申込にあたり、お申込み時点において以下に定める申込条件を満たしていただく必要があります。

(1)ドコモとの間に Xi 契約または 5G 契約を締結されていること

(2)Xi 契約または 5G 契約で電話番号保管をされていないこと

(3)AppleCare+対象商品のご購入と同時のお申込みであること

(4)ドコモでの AppleCare+ 盗難・紛失プラン for Apple Watch をご契約中でないこと

5. お客様は、AppleCare+ 盗難・紛失プランの月額料金を、Xi 契約または 5G 契約のご利用料金とあわせて、ドコモ所定の支払期日までにお支払いください。AppleCare+ 盗難・紛失プランの月額料金のお支払いは、Xi サービス契約約款または 5G サービス契約約款、その他ドコモが別に定める方法により行うものとします。

6. 月額料金は、お申込み日・解約日にかかわらず、日割計算はいたしません。なお AppleCare+ 盗難・紛失プランが途中で解約となった場合、解約月の月額料金は発生いたしません。

7. お客様には、ドコモが月額料金の債権を、ドコモが定める第三者(以下「請求事業者」といいます)に譲渡することを承認頂きます。この場合、ドコモは、お客様への個別の通知または譲渡承認の請求を省略いたします。

8. 本規定に別段の定めがある場合を除き、月額料金の請求、支払義務等については、Xi サービス契約約款または 5G サービス契約約款の規定のうち、「付加機能使用料」について適用される規定に従います。

9. お客様は、AppleCare+ 盗難・紛失プランの解約を希望される場合、ドコモが別に定める手続きにより、いつでも解約することができます。ご解約のお申し込みはドコモでのみ受付することができます、Apple では受付ができません。

10. Xi 契約または 5G 契約の解約、電話番号保管のお申し込みがされた場合、AppleCare+ 盗難・紛失プランは自動的に解約となります。また、お客様が支払期日を過ぎても月額料金のお支払いをされない場合、ドコモはお客様に通知の上、お客様の代理としてお客様の AppleCare+ 盗難・紛失プランを解約させることができます。

11. お客様の Xi 契約または 5G 契約に関し、名義変更・承継で契約者が変更された場合、ドコモが別に定める手続きに従い、AppleCare+ 盗難・紛失プランを受ける権利は新契約者に承継されます。この場合を除き、お客様は AppleCare+ 盗難・紛失プランに関する権限または義務を第三者に譲渡、承継、貸与することはできません。

12. AppleCare+ 盗難・紛失プランに関してドコモが取得するパーソナルデータの取扱いについては、別途「NTTドコモ プライバシーポリシー」において公表します。

13. ドコモは、お客様に通知または周知することで、上記規定の一部もしくはすべてを変更できるものとします。この場合、変更日以降は変更後の内容が適用されます。なお、当該通知または周知はドコモが適当と判断する方法で実施いたします。

以上